

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

《業務量の調整》

- ・時間外労働が発生しないような業務量の調整
- ・患者数ならびに重症度に応じ看護職員数を配慮し、負担を軽減
- ・記録業務を簡潔に行えるように、電子カルテシステムを導入
- ・残業時間の把握

《看護職員と他職種の業務分担》

- ・薬剤師 リハビリ職種(理学療法士・作業療法士)
- ・臨床検査技師・臨床工学技士・管理栄養士
- ・その他(病棟クレーン)

《看護補助者の配置》

- ・事務的業務補助者
- ・業務内容の検討
- ・看護補助者の夜間配置

《短時間正規雇用の看護職員の活用》

- ・育児・介護休業に関する内規を定め、育児・介護休業等規定に(育児短時間勤務)の体制を整備活用

《多様な勤務形態の導入》

- ・パートタイムでの看護要員を採用
- ・有給休暇年間5日以上取得

《妊娠・子育て中・介護中の看護職員に対する配慮》

- ・育児・介護休業等に関する内規に(所定労働時間の短縮措置等)を定め、所定労働時間の短縮制度を導入

《夜勤負担の軽減》

- ・夜勤従事者増員
- ・夜勤回数上限設定

《夜勤における看護業務の負担軽減に資する業務管理等》

- ・交代制勤務 変則2交代
- ・夜間における看護業務の負担の軽減に資する業務管理

夜勤ガイドラインに基づく体制整備

11時間以上の勤務間隔の確保

夜勤の連続回数が2連続(2回)まで

勤務計画の厳守

看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話

●看護職員の勤務体制については、看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資するため

勤務割当要領を定め、以後それに基づいた運用を行い、継続的に負担軽減に努めます。

・本件については全職員に周知します。